

参考

政統発0517第6号
平成30年5月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）
(公 印 省 略)

平成30年介護サービス施設・事業所調査の実施について（通知）

介護サービス施設・事業所調査につきましては、これまで種々御配意をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても、下記のとおり同調査を実施いたしますので、調査の円滑な実施に格別の御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

（1）基本票

以下に掲げる施設・事業所の全数を把握する。

①介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

②居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

③居宅介護支援事業所

④介護予防サービス事業所

介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

⑤介護予防支援事業所

⑥ 地域密着型サービス事業所

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所

⑦ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 詳細票

基本票で把握した全国の施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については、サービス、都道府県及び事業所の規模（通所介護はサービス及び都道府県）を層として層化無作為抽出した事業所、それ以外については全数を客体とする。

3 調査の期日

平成30年10月1日現在において実施する。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

(1) 基本票

- ① 施設基本票（別紙1-1）
- ② 事業所基本票（別紙1-2）

(2) 詳細票

- ① 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（別紙2）
- ② 介護老人保健施設票（別紙3）
- ③ 介護療養型医療施設票（別紙4）
- ④ 訪問看護ステーション票（別紙5）
- ⑤ 居宅サービス事業所（福祉関係）票（別紙6）
- ⑥ 地域密着型サービス事業所票（別紙7）
- ⑦ 居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙8）
- ⑧ 介護医療院票（別紙9）

5 調査の実施体制

(1) 基本票は、厚生労働省が調査に関する事務を行う。

(2) 詳細票は、厚生労働省が調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。

(3) 都道府県は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「平成30年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

6 調査の方法

(1) 基本票は、厚生労働省から都道府県に配布し、各担当者が記入する。

(2) 詳細票は、都道府県により作成された「平成30年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」等を基に、民間事業者から施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。

介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。

調査日は 平成30年10月1日 です。

平成30年5月1日までに事業を開始した施設・事業所へは 9月下旬～10月上旬 (注) に、
平成30年5月2日～9月30日までに事業を開始した施設・事業所へは 11月中旬 に、

調査票が届きます。 (注) 申請等のタイミングにより、5月2日以降の事業開始でも調査票が届く場合があります。

※ 調査にあたって、「厚生労働省 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 事務局」を設置します。

※ 調査事務局：0120-577-714 (開設期間：平成30年9月21日～12月28日・月～金(祝日除く) 10時～18時)



介護サービス施設・事業所調査 とは …

全国の介護サービス施設・事業所の数、在所者、利用者や従事者の状況、さらに提供されるサービスの種類やその提供状況といった介護サービスに関する実態を明らかにし、介護サービス行政の推進に役立てるため、厚生労働省が毎年行っている統計調査です。

調査結果、つまり皆様からいただいたご回答は、今後の介護サービス行政の方向性を決めるための資料として活用されます。

調査結果



適切な介護サービスの実施



社会保障審議会等の資料として活用
→ 制度改正・報酬改定などの実施

施設・事業所の皆様の本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成30年調査より、調査方法を変更※したため、調査票が送付されない場合や、送付されても回答していただく必要が無い場合があります。

※これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりましたが、一部のサービス（訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援）では、無作為に選んだ事業所を調査の対象としたため、事業を実施していても、調査の対象とならない事業所があります。

調査に関するその他の情報や調査結果、問い合わせ先などは、下記リンク先をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>